

平成26年度 南区対話集会開催概要（12月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	<p>(県職員住宅跡地について) 沼影二丁目において県職員住宅の解体工事が進められていますが、跡地を埼玉県が売却を決定した場合には、公園の整備等を含め、さいたま市で購入することをお願いしたい。</p>	<p>本市では、歩いていける範囲に公園が全く無い地域を優先して整備を進めているところであります。 ご質問の当該地につきましては、近隣公園である沼影公園に隣接していることから、現時点においては、身近な公園の空白地域として位置付けられておりません。 しかしながら、今年度身近な公園が不足する地域の実態調査を全市的に行っており、併せて「身近な公園空白地域」の定義の見直し作業を行う予定です。 その結果、当該地付近が公園整備を促進していく地域と位置付けられた場合には、公園用地の候補地の一つとして検討してまいります。 【都市局都市計画部都市公園課】</p>
2	<p>(別所沼公園南側歩道の“自転車の乗車通行禁止”措置について) 別所沼公園に接する部分の志木街道歩道は、極めて狭く、自転車と歩行者の接触事故が発生しており、交通安全の面から危険な箇所であることから、“自転車の乗車通行禁止”の措置をして欲しい。</p>	<p>浦和警察署に確認したところ、道路交通法において、自転車は原則車道を通行することとなっております。ただし、70歳以上の高齢者や13歳未満の子供や身体の不自由な人が自転車を運転している場合や、通行の安全を確保するためやむを得ないと認められる場合は自転車が歩道を通行することが可能となることから、「自転車の乗車通行禁止」の措置はできないとのことでした。 南区役所といたしましても、歩道を通行する歩行者の安全確保に向け、啓発看板設置などの交通安全対策について、浦和警察署と協議を行い実施したいと考えております。 【南区役所くらし応援室】</p>
3	<p>(武蔵浦和駅北側周辺地域の路上喫煙禁止区域拡大について) 武蔵浦和駅北側周辺地域の環境改善と安全の向上のため、駅から別所幼稚園を含むミュージシティまでの道程と周辺の路上の喫煙禁止区域の拡大をして欲しい。</p>	<p>本市の路上喫煙対策につきましては、「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」を所管する環境局が所掌しております。 この条例に基づき、現在、武蔵浦和をはじめ、浦和や大宮など7駅周辺を路上喫煙禁止区域として指定し、28名体制の指導員が巡回指導にあたっており、以前は2%程度あった路上喫煙率(通行者数に対する路上喫煙者数)が現在では0.16%まで低下し、散乱ごみについても20%程度減少しているなど、一定の効果を得られているところであります。 こうした取組のなかで、区域の拡大を望む声も様々な地域からいただいておりますが、路上喫煙禁止区域を拡大していきますと、指導員を増やさないと、現在の区域における取組効果を低減させてしまう懸念があるほか、区域が拡大していくことで実効性の担保が難しくなるため、歩行者の混雑度やポイ捨ての状況などを総合的に勘案しながら、検討する必要があると考えております。 ご要望いただいた箇所について現地を確認したところ、路上喫煙禁止区域と比較して歩行者数、吸い殻ごみとも目立つほどではないと考えられることから、現時点で路上喫煙禁止区域に編入する必要性はないと考えておりますが、マナーの向上には、引き続き啓発に努めていきたいと考えております。 なお、景観に優れた当該箇所については更なる環境美化を維持する必要性を強く認識しておりますので、今後は、必要に応じて、啓発看板の設置等を進めていくとともに、引き続き武蔵浦和駅周辺におけるまちづくりの動向も注視し、歩行者数の顕著な変化や環境悪化の懸念が顕在化した際には、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。 【環境局資源循環推進部資源循環政策課】</p>

平成26年度 南区対話集会開催概要（12月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
4	<p>(武蔵浦和駅北側周辺地域の横断歩道の敷設について)</p> <p>武蔵浦和駅北側周辺地域の環境改善と安全の向上のため、別所幼稚園からミュージシティへ渡る道へ横断歩道を敷設して欲しい。</p>	<p>横断歩道の設置については警察署の所管となっております。平成25年度に同様な内容の要望が南区役所にあり、要望内容については南区役所からし応援室から南区を所管する浦和警察署にお伝えいたしました。</p> <p>【南区役所からし応援室】</p>
5	<p>(武蔵浦和駅北側周辺地域の夜間の放置自転車対策について)</p> <p>武蔵浦和駅北側周辺地域の環境改善と安全の向上のため、ミュージシティ周辺(特に南側)に夜間の放置自転車が増えてきているので、対策の強化をして欲しい。</p>	<p>はじめに、夜間の放置自転車が増えてきているということですが、これは夕方からの近隣商業施設等の利用者が、一時的に歩道に自転車を置くものと考えられます。</p> <p>これらの対応策といたしまして、平成26年11月1日より放置自転車の監視時間を、平日は、8時から14時までを18時まで、土曜日は、8時から14時までを17時30分まで延長し、日曜・祝日は、現行どおり10時から16時までの時間帯で監視員による巡回の強化を図っているところでございます。</p> <p>また、商業施設の管理者にたいしまして利用者が歩道に自転車を置かないようにするなどの対応策をお願いしていきたいと思っております。</p> <p>今後も、自転車等の放置防止に努めてまいりますので、併せてご理解をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】</p>
6	<p>(自転車専用道路整備と広報及び啓発について)</p> <p>武蔵浦和駅西側とヒマワリ通りに自転車専用道路があるが、繋がっていないため、もしくは、広報と啓発活動が不足しているためか、ほとんど活用されていません。</p> <p>歩行者と自転車運転者の安心安全を図るため、武蔵浦和周辺と南区役所周辺に自転車専用道路を整備し、さらに桜区秋ヶ瀬公園まで自転車専用道路を延長して欲しい。</p>	<p>本市では、自転車の安全かつ快適な通行環境を計画的に整備するため、平成26年4月、「さいたま市自転車ネットワーク整備計画」を策定しました。</p> <p>本計画においては、早期に整備効果が現れることを目標に、概ね10年で約200kmの自転車通行環境を整備してまいります。</p> <p>ネットワーク路線の選定にあたりましては、自転車が多く集まる駅周辺を中心に、自転車利用の多い路線、自転車事故の危険性が高い路線、ネットワークとしての連続性を考慮した路線、公共施設などの拠点施設へアクセスする路線など、様々な視点から選定しております。</p> <p>その中で、ご意見にあります武蔵浦和駅周辺につきましては、南区役所という拠点施設があることから、いわゆる田島通りへアクセスする路線も含め、ネットワーク路線として選定しております。</p> <p>今後、路線の整備を進める中で、自転車ネットワークの周知とあわせて自転車利用に関するルールやマナーの啓発に努めてまいります。</p> <p>また、現在、本市では、上記のネットワーク路線とは別に、荒川の河川敷を活用したサイクリングロードなど、「自転車をたのしむ」という視点からレクリエーションルートの設定の検討に着手しております。そうしたレクリエーションルートの設定とあわせ、そこまでつながるルートについても、自転車ネットワークを活用しながら検討してまいりたいと考えております。</p> <p>【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課】</p>

平成26年度 南区対話集会開催概要（12月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
7	<p>(武蔵浦和駅とラムザタワーを繋ぐ歩行者デッキの雨漏り改善について)</p> <p>武蔵浦和駅とラムザタワーを繋ぐ歩行者デッキは、平成10年5月に供用され、すでに16年経過しています。</p> <p>田島通りのマーレ側から雨漏りしているため、歩行者の安心安全のため歩行者デッキの精査と改善をお願いしたい。</p>	<p>ラムザタワーの歩行者デッキにつきましては、表面タイルの浮き上がりや雨漏り等を確認しております。</p> <p>雨漏りについては、排水施設の詰まりなども原因となりますので、平成26年度は清掃を行います。また、修繕につきましては、今後、詳細な調査検討を行い進めてまいります。</p> <p>【建設局南部建設事務所道路維持課】</p>
8	<p>(貯留管(南浦和2号幹線)の運用方法について)</p> <p>文蔵一・三丁目地区は、低地が多く、大雨、各所に溢水が発生し、時には床下浸水が発生します。</p> <p>昨年、貯留管(南浦和2号幹線)完成後も溢水がありましたので、貯留管運用方法の説明をお願いしたい。</p>	<p>本市の下水道事業は、昭和28年に事業認可を取得し、旧市街地を中心に合流式下水道として着手しました。合流式下水道は、汚水と雨水を一つの管きよで排除でき、効率的で建設費も安価なことから、当時最も一般的な整備手法で、現在約1,900haが合流式下水道の区域となっています。</p> <p>近年、これらの区域では急激な都市化による雨水流出量の増加と多発する集中豪雨により、既設の下水道管では対応できない状況となっています。</p> <p>南浦和2号幹線は、大雨時に既に埋設されている下水道管が流しきれない雨水を7カ所の分水人孔から取水し、貯留管に貯留することで雨水を地表面に溢れにくくし、浸水被害の軽減を図る施設です。既設管の水位が上昇したときに越流した雨水が、貯留管に溜まる仕組みになっており、5年に1回程度降る強い雨に対する治水安全度の向上を図ることが期待できます。</p> <p>なお、南浦和2号幹線に溜まった雨水は、雨が降り終わった後にポンプで既設合流式下水道管へ排水し、次の雨に備えます。</p> <p>【建設局南部建設事務所下水道建設1課】</p>
9	<p>(浦和南高校地域開放型スポーツ施設設立に関する進捗状況について)</p> <p>事業の進捗状況および検討委員会の設置等今後の対応について回答してほしい。</p>	<p>平成24年8月に策定した「市立高等学校『特色ある学校づくり』計画」において、浦和南高等学校は、「スポーツを通して地域住民と交流し、市のスポーツ振興まちづくり計画を推進する」としており、これを受け、平成26年度、浦和南高等学校を拠点とした地域スポーツ振興を進めるための基盤となる学校体育施設の改善方法を検討し、施設の利活用の方法等を整理しております。</p> <p>その中で、改善方法として、砂塵対策として効果があり、雨でも使え、怪我も防げてダイナミックなプレイが可能なグラウンドの人工芝化や、夜でも安全に活動できる照度を保つことができる照明設備の整備などについて調査、研究を行っております。</p> <p>なお、グラウンドの人工芝化の設計については、来年度に向けて予算要求しております。</p> <p>数年前から地域の自治会の皆様のご期待、ご要望も承っており、教育委員会としてもできる限り実現できるよう、引き続き、学校関係者、地域の皆様のご意見をいただきながら、学校教育活動に支障が出ない範囲で、学校体育施設の地域との共同利用の方法について、検討してまいります。</p> <p>【教育委員会事務局学校教育課】</p>

平成26年度 南区対話集会開催概要（12月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
10	<p>(見沼代用水の浚渫について)</p> <p>見沼代用水は、蕨市に入って極端に流れが悪く、蕨市側から水が逆流して来る。これは、蕨市側の水路にヘドロやゴミが堆積し、流れを悪くしていることが原因であると考えられる。</p> <p>見沼代用水を管理している見沼土地改良区に状況と要望を伝えると共に、蕨市に見沼代用水の浚渫要望書を提出しているが、何ら進展を見ていないので、早期に解決して欲しい。</p>	<p>ご要望のありました見沼代用水の浚渫につきましては、平成25年度、見沼代用水土地改良区が水路の状況調査を行い、その結果を受け、改善計画の協議をしたところ、蕨市錦町五丁目付近一六橋から先の暗渠部分の水位が高く、開渠部分だけの浚渫では効果がないことが分かりました。</p> <p>そこで、暗渠部分を含め、水路の堆積状況を改めて本市で確認したところ、一六橋から先の暗渠排水路への合流箇所を左右で水位差があり、笹目川へ流れていく方面(西側)の水路には、ほとんど堆積がないことから、水路内に笹目川方面への流れを阻害する何らかのものがあることが、見沼代用水の開渠部分の水位が下がらない(=流れない)原因ではないかと想定されます。</p> <p>このことについて、改良区を通じて、早急に蕨市も含めた詳細な調査を実施するよう依頼したところであり、引き続き、早期の状況改善に向けての方策が講じられるよう協議、要請してまいります。</p> <p>【経済局経済部農業環境整備課】</p>
11	<p>(犬のマーキング防止啓発について)</p> <p>犬が電柱や壁などにオシッコを引っ掛けている姿を見かけますが、これはマーキングと呼ばれる犬の本能的な行動です。</p> <p>公共の場で、そこら中にオシッコをかけられるのは不潔で汚いと思います。</p> <p>散歩の際には水筒やペットボトルを持ち歩いて、犬がマーキングした時は、その箇所水をかけて流すというマナーを守れない飼い主が多すぎます。</p> <p>清潔な街づくりのため犬のマーキング防止啓発をお願いしたい。</p>	<p>平成24年度に、さいたま市動物愛護ふれあいセンターに寄せられた犬のふん尿に係わる苦情は、犬の迷惑行為に関する苦情の44%に達しております。この問題は環境を悪化させ街の美観を損ねるだけでなく、ご近所のトラブルにもなりかねない状況を含んでおります。このため、平成25年11月には、市内全自治会あてに尿の処理方法を含む動物の適正飼養に関するチラシの回覧をお願いしました。また、犬の新規登録者や毎年の狂犬病予防注射時に飼い主に配布するチラシでも、尿の処理方法について掲載しております。</p> <p>このような印刷物による啓発以外に、センターで行う犬の譲渡前の講習会や、自治会等の依頼で行う出前講座においても、飼い主が守るべきマナーとして説明を行っております。</p> <p>センターとしては、今後も、自治会長ご指摘の尿の処理方法だけでなく、飼い主に適正飼養と周辺住民の生活環境に配慮した飼い方についての責務の自覚を促し、マナー向上と生活環境の維持改善に向けて努めてまいります。</p> <p>【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】</p>
12	<p>(選挙に関する動画公開について)</p> <p>スコットランドの住民投票が9月18日に行われました。開票状況の動画がインターネット上に公開されています。</p> <p>これらの動画を観ると明らかに不正開票行動が記録されています。</p> <p>日本の選挙でも投票数と開票数が異なる、出口調査と公式発表が異なる等の不正選挙の疑惑があります。</p> <p>市民が選挙を検証出来るように選挙に関する動画の公開をお願いしたい。</p>	<p>日本の選挙制度は、公職選挙法で厳格に規定されています。</p> <p>開票につきましては、開票及び当選人決定の手續の公正な執行を監視するため、候補者等の届出等による開票立会人の立会いが必要であり、本市の開票所においては、「票の点検」については1つの投票用紙につき3回、開票管理者の指揮統括及び開票立会人の監視の下、慎重に行っています。</p> <p>また、当該開票区内の選挙人名簿に登録されている方は、開票所内で参観することができます。</p> <p>いずれにいたしましても、本市では現行選挙制度での厳格な運用に従い公正な開票を進めておりますので、現段階では開票の動画公開につきましては考えておりません。</p> <p>【選挙管理委員会事務局選挙課】</p>

平成26年度 南区対話集会開催概要（12月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
13	<p>(遊休地の有効活用(公園化)について) 曲本二丁目11番地にある高圧線鉄塔下の遊休地が十数年そのままになっている。 地域での活用を図りたいため、公園化して欲しい。</p>	<p>当該地につきまして調査をしたところ、面積が約160平方メートルであり、都市公園として利活用するには狭小であるため、用地取得のうえ公園整備をすることは考えておりません。 【都市局都市計画部都市公園課】</p>
14	<p>(防災倉庫認可基準の弾力化について) 防災倉庫建設にあたり、建築確認申請が必要であり、さいたま市の認可基準は厳しすぎる。 また、国土交通省も了解している国道上への設置について、市が認めないのは理解できないので、認可基準の弾力化を要請したい。</p>	<p>(1) 建築確認取得のための費用について 備蓄格納庫(防災倉庫)品の購入に係る費用については、現在、「さいたま市自主防災組織補助金交付要綱」に基づき、自主防災組織育成補助金の資機材補助事業として、資機材購入等の費用の4分の3以内の額で限度額50万円として補助金の交付を行っております。 また、備蓄格納庫(防災倉庫)の購入に係る諸費用(建築確認申請費用・設置工事費用)についても、補助金の交付対象としております。 【総務局危機管理部防災課】</p> <p>(2) 建築確認申請の地盤を基礎工事施行例のとおり厳格に実施することについて 備蓄格納庫(防災倉庫)に備蓄する防災資機材は、実災害時に使用することから、あらゆる自然災害に耐えられるように、転倒防止策を講じるように義務付けております。 そのため、各自主防災組織に対し補助金マニュアルにて周知し、地中に埋めたコンクリートブロックと備蓄格納庫(防災倉庫)をアンカーボルトで固定するなど、基礎工事を厳格に施工いただいているところです。 【総務局危機管理部防災課】</p> <p>(3) 国道上への設置について 道路内に建築物を建築することは建築基準法で制限されています。その中で許可の対象となる建築物は、公衆便所、巡査派出所の他、これらに類する公益上必要なものとしてバス停留所の上家、地下鉄の出入口の上家など、公益性があり基本的に道路内にあってもやむを得ないものに限定されています。 それら公益上必要な建築物について、通行上支障がないと認めて許可した場合に限り、道路内に建築することが可能になります。 公衆便所、巡査派出所は駅前広場内に、バス停留所の上家、地下鉄の出入口の上家は駅前広場や歩道などの通行の妨げにならないような場合に設置されているのは、これらの理由によるものです。 今回ご意見をいただいた防災倉庫については、道路になくても支障がなく、道路内にあってもやむを得ないその他これらに類する建築物と判断できないことから、許可することはできません。 【建設局建築部建築行政課】</p>

平成26年度 南区対話集会開催概要（12月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
15	<p>(西浦和公民館の避難路の確保について) 西浦和公民館は、高齢者の避難所になっているが、車いすが利用できる避難通路はない。車いすで通行できる北側排水路を利用した避難通路を作ってほしい。</p>	<p>排水路は雨水の速やかな排除を目的とした施設であり、治水安全上及び維持管理の観点から、排水路に蓋かけをして通路として整備することは、原則として行っておりません。 また、排水路が露出した状態で避難通路として利用することは、避難時に水路への転落が懸念されるなど、利用者の安全確保の面においても通路として整備することは困難であると考えています。 何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。 【建設局下水道部下水道維持管理課】</p> <p>避難路の指定につきましては、国の防災基本計画における避難経路の定義及び「さいたま市地域防災計画」において、「避難路は、幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道とする。」等の定めがあります。 このため、西浦和公民館北側排水路の蓋かけの有無に関わらず、幅員基準及び災害時における安全確保の観点から、地域防災計画上の避難路として指定することは考えておりません。 【総務局危機管理部防災課】</p> <p>西浦和公民館北側排水路につきましては、現在、通路として整備されていないことから、北側の入り口の設置の予定はありません。 【教育委員会事務局生涯学習総合センター】</p>
16	<p>(西浦和公民館の防音について) 近隣から西浦和公民館の騒音に、たびたびクレームが寄せられているが、公民館での活動も制約されているため、防音を完全にして欲しい。</p>	<p>西浦和公民館の防音につきましては、施設の構造等の課題があることから、「さいたま市公共施設マネジメント計画・第1次アクションプラン」において位置付けられている大規模改修の機会を捉えて検討を進めてまいります。 【教育委員会事務局生涯学習総合センター】</p>
17	<p>(避難場所の広報誌等への掲載について) 松本地区の災害時の避難場所は桜区に位置する田島小学校である。 ところが、南区の避難場所を伝える南区発行の広報誌には、この田島小学校の名前が記載されていないので、南区住民の避難場所として設定されている場所は、例え南区以外の地域に位置する避難場所であっても南区の広報誌等には掲載して欲しい。</p>	<p>本市では、「〇〇自治会は〇〇避難場所」というような指定は行っておりませんが、日ごろの備えとして区民の皆様以最寄りの避難場所を確認していただくことは重要であると認識しております。今後、市報さいたま【南区版】等に避難場所を掲載する場合には、南区民が避難する予定の他区の避難場所についても掲載いたします。 【南区役所区民生活部総務課】</p>

平成26年度 南区対話集会開催概要（12月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
18	<p>(用水路の清掃、草取りについて)</p> <p>当自治会内には用水路が6本(東西に大1本、南北に中1本、小4本)があるが、一定の期間が過ぎれば、底に泥・ゴミが溜まったりして、流れが悪くなり、悪臭が発生したり、蚊が発生したり、快適な生活の障害になってくる。</p> <p>このため、役所の方に清掃、草取りをその都度依頼しているが、これを定期的実施してもらえるよう関係する役所部門の年間作業計画に組み入れてもらいたい。</p>	<p>建設局南部建設事務所下水道管理課で管理している施設は、旧与野市及び浦和市の市街化区域内の水路であり、清掃に係る予算も限られているため、現在は、排水路の清掃等につきましては、市民の方から通報・要望を受け、現場を確認し必要性を判断した上で、実施しております。そのため、今までと同じくご要望をいただきますようお願いいたします。</p> <p>【建設局南部建設事務所下水道管理課】</p> <p>建設局南部建設事務所河川整備課で管理しております施設は、旧与野市及び浦和市の河川と市街化調整区域内の水路であり、清掃等に係る予算も限られている為、草刈・清掃等につきましては、市民からの通報・要望を受け、現地を確認し必要性を判断した上で実施しております。</p> <p>お手数ですが、今までと同様にご要望をいただきますようお願いいたします。</p> <p>【建設局南部建設事務所河川整備課】</p>
19	<p>(JR緩衝地帯の「ふれあい広場」の確保について)</p> <p>JR緩衝地帯内の「ふれあい広場」の確保については、平成18年度の意見交換会に要望し、その後も再三に亘り要望するほか、平成21年9月、さいたま市長と面談し、趣旨説明を行なうほか、要望書の提出などを行ってきました。</p> <p>しかし、行政サイドの回答は、その都度検討中とのことです。</p> <p>8年間経過した現在、本件に対する今後の見通しについて、誠意ある回答を是非ともお願いしたい。</p>	<p>要望箇所のJR緩衝地帯(環境空間)については、「市が公園・緑道に整備するエリア」になっていますので、平成26年度、整備に向けた実施設計を行うこととしております。</p> <p>設計に当たっては、地元関係者と意見交換の上図面を作成していきますので、都市局都市計画部都市公園課の工事担当者から連絡をいたします。</p> <p>【都市局都市計画部都市公園課】</p>
20	<p>(西南さくらまつりに対する行政サイドの支援について)</p> <p>近年、武蔵浦和から別所沼公園間(花と緑の散歩道)及びその周辺は散歩、ジョギングなど楽しむ人が急増し、かつ、お花見時期には、多数の方々が集まってくる南区の行楽地となっております。</p> <p>このような地域環境を更に盛り上げ、活力ある街づくりの構築に向け、実行委員会を組織し、「西南さくらまつり」を開催しております。</p> <p>今後、本まつりを更に発展させ継続していきたいと思っております。</p> <p>この趣旨をご理解いただき、行政サイドの支援(ガイドブックや区報等の広報活動の協力)を是非とも宜しく願いたい。</p>	<p>西南さくらまつりは、花と緑の散歩道を中心として、周辺自治会をはじめ地域の力で実施される南区の代表的イベントとして多くの人々に親しまれ、まさに地域コミュニティの醸成と魅力あるまちづくりの推進を、大きく具現化している事業であると認識しています。</p> <p>このため、南区役所としても後援を行なうとともに、区報への掲載などの支援をさせていただいているところですが、今後におきましても、事業発展のために補助金やPRについて必要な支援を行ってまいります。</p> <p>【南区役所区民生活部コミュニティ課】</p>

平成26年度 南区対話集会開催概要（12月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
21	<p>(信号機の設置について) 交通事故防止策の一環として、主要交差点（特に見通しの悪い箇所）に点滅信号の設置方を関係機関への働きかけを是非ともお願いします。</p>	<p>信号機の設置については警察署の所管となっております。今回いただいたご意見につきましては、現地を確認し、南区役所から応援室から南区を所管する浦和警察署に要望内容をお伝えいたします。 【南区役所から応援室】</p>
22	<p>(西地区内(鹿手袋・四谷・関)公民館設置について) 当地区内には、公民館、コミュニティ施設がありません。市当局として、公民館の設置又は地域コミュニティ施設の建設について、どのように検討がなされているかお伺いしたい。</p>	<p>公民館の新規整備につきましては、近隣のコミュニティセンターとの兼ね合いや、既存施設の活用を含め、平成24年度策定された「さいたま市公共施設マネジメント計画(方針編)」を踏まえ検討しております。 しかしながら、公共施設マネジメント計画では、新規整備を抑制し、施設の複合化を推進しながら、施設総量を縮減する方向性を打ち出しており、ご質問の西地区公民館新規整備につきましては、現在、非常に厳しい状況となっておりますのでご理解のほど宜しくお願いいたします。 【教育委員会事務局生涯学習総合センター】</p>
23	<p>(舟山公園(南浦和三丁目)への「トイレ・時計台」の設置について) 舟山公園(南浦和三丁目)は、幼児からボーイスカウト・年配者まで幅広く大勢の人が利用しており、また、地区合同防災訓練には、200名を超える人達が参加実施している。 しかし、この公園にはトイレも時計もなく、近隣の民家やスーパーのトイレを借用し迷惑をかけている。また、衛生的にも懸念されることから是非ともトイレ・時計台(柱)の設置をして欲しい。</p>	<p>舟山公園のような、歩いていける身近な公園である街区公園には、原則トイレの設置は行わない方針としております。 また、公園のトイレは臭気の問題等により、近隣の方からは迷惑施設と捉えられることがあります。 しかしながら、グラウンドゴルフ等の利用など公園に長時間滞在する利用が見込まれる場合には、地元関係者が設置場所も含めた調整をしていただいた場合、設置の検討をしていきます。 時計につきましては、グラウンドゴルフの利用等、公園を時間貸している状況が存在する場合は、公園管理上必要な施設と認められることから、今後設置の検討をしてまいります。 【都市局都市計画部都市公園課】</p>
24	<p>(さいたま市コミュニティバスの運行ルート増設について) 南区コミュニティバスのルートは、JR武蔵浦和駅西口から大谷口地区の明花バス停との往復となっており、現在11便運行されている。 南区役所と大谷口地区の明花バス停との直線距離は4km以上あり、距離性からみると緑区役所の方が近い状況である。 その中で、コミュニティバスは、午前7時55分明花発を始発として1時間ごとに運行されているが、現在では北方面回りのルートがない。さらに大谷口団地住宅付近から明花バス停までの距離</p>	<p>コミュニティバスのコンセプトは、路線バスの補完的な役割を担う公共交通と位置付けており、交通空白・不便地区の解消や、公共施設、病院、商店街など市民生活に密着した施設へのアクセスを目的として、運行日・本数は平日、1時間に1本程度としております。 このような性質上、多くの利用者数が期待できる路線ではないことから、運賃収入で運行経費を賄えず、その補填のために多くの補助金を投入しているのが現状です。 コミュニティバスの路線変更を希望する場合は、検討対象地域であることやコンセプトに合致するものであるかを確認した上で、「コミュニティバス等導入ガイドライン」に則り検討を行うこととなります。 ご要望いただいたルートにつきまして、①ルート(明花～日の出通り便)は、当ガイドラインで検討対象地域の要件「交通空白・不便地区」に該当しないことから、路線変更の検討対象となりません。 次に、②ルート(産業道路～篠堤公園)につきましては、「交通空白・不便地区」を通るルートであることから、検討対象地域に該当します。コミュニティバスが通行できる道路幅員が確保されているか、起終点(篠堤公園)において転回できる場所が確保できるか、路線バスと一部競合するルートであることから路線バスへの影響はないか、などの確認が必要となります。 また、運行時間は1時間に1本としているサービス方針を踏まえ、運行時間が増える場合は、既存ルートの一部を削除する必要があ</p>

平成26年度 南区対話集会開催概要（12月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
	<p>大宮市東谷田七付近から明花バス停までの距離は約1kmある。</p> <p>従って、この付近の住民は、南区役所へ行くには一般のバス路線でJR浦和駅に行き、南浦和駅乗り換えで武蔵浦和駅に行くというルートを通っているのが現状である。</p> <p>ついては、高齢者が年々増えていく中、①明花～日の出通り便、②産業道路から谷田公民館方面から篠堤公園回り(Uターン)の交通便が設定できるようにして頂きたい。</p> <p>更に、明花バス停から南区役所までの直行便も検討をお願いしたい。</p>	<p>運行時間が増える場合は、既存ルートの一部を削除する必要があるなどの問題が出てくることも考えられることや、ルート変更により影響が出る自治会の同意を得ていただく必要もございます。いずれにいたしましても、路線変更を検討される場合は、地域の方々と、運行ルートなどの具体的な話し合いとしていただきたいと思います。</p> <p>最後に、南浦和駅から武蔵浦和駅間の直通運転につきましては、通過となるバス停を利用されている方も多くいることから、影響が大きいため困難であると考えられます。</p> <p>【ルート検討の流れ】</p> <p>最初に、地域の皆様方が5人以上の地域組織を立ち上げ、運行ルートなどの運行計画素案を作成し、市に申請していただきます。市及び事業者はサービス方針や路線バスへの影響など、コンセプトに合致するものであるかを確認し、必要に応じて技術的な支援を行い、3者協働による運行計画を作成します。</p> <p>その後、その運行ルート案の沿線住民に対し、需要調査を実施し、運行経費に対する運賃収入、いわゆる収支率が実証運行の実施要件を満たしているかどうかを確認した上、道路運送法に基づく地域公共交通会議での協議・承認を経て、実証運行を実施することとなります。実証運行は原則1年間実施し、データ取得期間(6ヶ月間)の収支率が前年以上であった場合は、本格運行に移行できることとしております。</p> <p>【都市局都市計画部交通政策課】</p>
25	<p>(「南部地区 防災センター」の設置について)</p> <p>浦和競馬場で、不利用の第1駐車場を、「南部地区 防災センター」として整備して欲しい。</p> <p>防災センターの機能として、救援物資の備蓄基地、広域避難場所の浦和競馬場と連携して地上運搬が困難な地域への空からの救援物資の輸送を迅速に行う基地とする。</p> <p>次に、大宮センターと同様の防災展示センターを設けて防災知識の普及・啓蒙に努める。</p> <p>更に、この地域は市内有数の内水氾濫の危険度の高いエリアなので、地下に調水池機能を果たす施設を建設する。この地下調水池に溜まった水は火災発生時の消火用水としても使用する。</p> <p>これらを整備することにより、総合的機能がもたらされるものとする。</p>	<p>大宮区にある「さいたま市防災センター」は、旧大宮市時代に整備されたものであり、現在は、大宮消防署の庁舎として利用しておりますが、災害発生時に市役所本庁舎が倒壊するなど、市災害対策本部が設置できない場合は、防災センターに市災害対策本部を設置することとしており、災害時の市役所本庁舎機能のバックアップとして位置付けております。</p> <p>現在、市役所消防庁舎3階に危機管理センターを整備し、整備後には、災害対策本部機能が強化されることから、新たに防災センターを整備する計画はございません。</p> <p>【総務局危機管理部防災課】</p>
26	<p>(公園への「手押し井戸ポンプ」の設置について)</p> <p>大災害発生時に、水道のライフラインが途絶えてしまったときに備え、消火用水や飲料水用として、「市」の公園に「手押し井戸ポンプ」を設置していただきたい。</p>	<p>都市公園内に防災井戸を設置することにつきましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道局により災害時の応急給水体制が策定されており、また水道管の耐震化を進めていること。 ・井戸水について、飲用に耐えうる水質が確保されないこと。 <p>以上のことから、公園部局としては公園内に井戸を設置する考えはありません。</p> <p>【都市局都市計画部都市公園課】</p>

平成26年度 南区対話集会開催概要（12月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
27	<p>(住居表示の変更について) 谷田地区は、南大通りを境に太田窪何丁目表示と大字太田窪表示地区に分かれている。 丁目表示地区は、浦和市時代から制定されており、一方の大字地区はさいたま市になって10年が過ぎ地域の都市化もかなり進んでいるなか、依然として旧態のままで現在に至っている。 隣接する大谷口・円正寺両地区も併せ、今後住居表示の変更計画があるのかないのか確認をしたい。 ①変更計画があるのであればいつ頃か、また何故これほど時間差が生じているのか。 ②未定もしくはないのであれば何故なのか。 詳しい説明をお願いしたい。</p>	<p>①大字太田窪、大字大谷口及び大字円正寺地区におきまして、現在のところ、住居表示の変更計画はございません。 ②本地区におきまして、太田窪地区が何丁目表示と大字表示に分かれていること等について認識しておりますが、本地区も含め、市全体で問題点を洗い出し、検証を行う必要があります。 また、住居表示の実施には、住民記録・戸籍システムのデータ修正等に多額の経費がかかること、自動車運転免許証や預貯金口座など、お住まいの方ご自身で行っていただく住所変更手続きがあることから、市民生活への影響は大きいものと考えております。 したがいまして、住居表示の実施につきましては、これらの課題等を整理したうえで、今後検討してまいりたいと考えております。 なお、区画整理地区におきましては、事業の完了とともに住所が変更となりますので、それに合わせて、町名及び町界の変更を実施しております。 【市民・スポーツ文化局区政推進室】</p>
28	<p>(自治会に対する補助金、助成金の考え方について) 現在、各種の運営補助金、育成助成金があり、自治会にとって貴重な財源となって自治会活動活性化に大きな力となっているため、更なる有効性の為に以下の観点からの見直しを提案したい。 補助額算定の基礎(基本)を見直す。 (新)会員数×補助金+非会員×補助金 (現)会員数×補助金 非会員は、地域世帯数-会員数とする。 非会員に対する補助金額は、会員の1/3~1/2 理由は、自治会活動は、地域を「面」でとらえているが、現行の補助は、「点」で算定する考え方で、現状に適合しない。ゴミ収集協力や非会員への働きかけは、「面」の事業。 ちなみに、自主防災補助、防犯パトロール補助は、会員数ではなく、事業内容に拠っている。 実態として、自治会への入会を100%と仮定している(?)現制度は、合理性がなくなっていると考えます。</p>	<p>本市では、住みよい豊かな地域社会の形成に資することを目的として、自治会に対して、その運営費の一部を補助しております。 なお、平成24年度からは、自治会加入率の低下などにより、会費収入が減少し続けていることや自治会が担うべき役割が多様化し、運営経費が増大していることから、自治会への運営補助金を自治会加入世帯1世帯あたり500円から700円に増額したところです。 自治会が、地域の未加入者に対して加入の取組みを行っていることや必要に応じた対応をされていることは認識しております。 運営補助金は、自治会のそのような取組みを含む運営全般に対して補助していることから、現在、算出方法を変更し、未加入世帯を含めた補助金交付額の算出基礎の変更は困難であります。 補助金を交付するにあたっては、できるだけ実情に即した形が望ましいと考えておりますので、ご提案の内容を参考とさせていただきます。今後とも補助金の適正交付に努めてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。 【市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ推進課】</p>

平成26年度 南区対話集会開催概要（12月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
29	<p>(自治会館、自治会事務所 家賃補助制度の実現について) 制度検討の進捗状況の説明と早期実現をお願いしたい。 現在の自治会館建設補助制度は、手厚いものがありますが、建設用地の確保など前提条件が整わず、実態として制度活用が困難です。 現行のいわゆる「持家方式」に加えて、「借家方式」を用意できれば、自治会活動のインフラ整備が、格段に進みます。空家の増加傾向など利用環境もあります。 補助額は、上限・家賃の50%、金額上限3万円／月など財政面に対応可能なものとして、制度の早期導入を強くお願いしたい。</p>	<p>自治会集会所は、地域活動の拠点として、市民が安心・安全で住み良い地域社会を実現するためにも、地域に欠かせない施設であると認識しております。 こうしたことから、本市では、平成24年度から補助金交付額の拡充を行って、多くの地域住民が集い、あるいは自治会活動が活発に行われるように施設整備に係る支援を行っているところですが、土地の確保や資金の工面といった問題から、建設を断念せざるを得ない自治会があるということを認識しております。 ご提案の「借家方式」による集会所補助制度につきましては、自治会の詳細な実態とニーズを把握するため、平成26年7月に自治会の皆様にご協力いただいてアンケートを実施いたしました。 このアンケート結果を踏まえるとともに、賃借料の一部を補助する仕組みづくりに向けて、他市の事例などを参考にしつつ、補助対象となる要件を整理するなど、現行制度の見直しを視野に入れながら検討を進めております。 【市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ推進課】</p>